

○市川市介護保険住宅改修費等の受領委任払に係る事業者の登録等に関する規則

令和6年1月29日規則第2号

市川市介護保険住宅改修費等の受領委任払に係る事業者の登録等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅改修費等の受領委任払に係る事業者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において「居宅要介護被保険者等」とは、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者をいう。

3 この規則において「住宅改修費等」とは、居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費(以下「居宅介護住宅改修費等」という。)又は居宅介護福祉用具購入費若しくは介護予防福祉用具購入費(以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。)をいう。

4 この規則において「受領委任払」とは、居宅要介護被保険者等が第6条に規定する登録事業者に住宅改修費等の受領の権限を委任し、市が当該住宅改修費等を当該登録事業者に支払うことをいう。

(事業者登録)

第3条 受領委任払に係る市長の登録(以下「事業者登録」という。)を受けすることができる事業者は、次の各号に掲げる住宅改修費等の区分に応じ、当該各号に定める事業者とする。

(1) 居宅介護住宅改修費等 住宅改修を行う事業者

(2) 居宅介護福祉用具購入費等 特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者又は特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者

(事業者登録の申請等)

第4条 事業者登録を受けようとする事業者は、住宅改修等(住宅改修又は特定福祉用具販売若しくは特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)を行う事業所ごとに、市川市介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任事業者登録申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、居宅介護住宅改修費等に係る事業者登録を受けようとするときは、市が行う居宅介護住宅改修費等の受領に関する説明会に出席しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、前項に規定する説明会への出席を確認した上で、事業者登録の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業者登録をする旨の決定をしたときは、市川市介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任事業者登録簿(様式第2号)に事業者登録をするとともに、第1項の規定による申請をした事業者に対し、市川市介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任事業者登録証(様式第3号)を交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定により事業者登録をしない旨の決定をしたときは、第1項の規定による申請をした事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(事業者登録の有効期間)

第5条 事業者登録の有効期間は、事業者登録をされた日からその日後最初の西暦の偶数年の3月

31日までとする。

(登録事業者の責務)

第6条 事業者登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法令、条例その他の規程及び受領委任払に関する市長の指導を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めなければならない。

(事業者登録の更新)

第7条 登録事業者は、事業者登録の更新を受けることができる。

2 第4条（第1項後段を除く。）の規定は、前項の事業者登録の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「を受けようとする事業者は」とあるのは「の更新を受けようとする事業者は、事業者登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日までの間に」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第7条第2項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第7条第2項の規定により読み替えて適用する第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の事業者登録の更新を受けた場合における事業者登録の有効期間は、当該更新前の事業者登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年とする。

(変更等の届出)

第8条 登録事業者は、第4条第1項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の内容に変更があったときは、市川市介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任事業者登録申請内容変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、事業者登録を受けた住宅改修等の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、市川市介護保険住宅改修費・福祉用具購入費事業廃止・休止・再開届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が不正の手段により事業者登録を受けたとき。
- (2) 居宅介護福祉用具購入費等に係る事業者登録にあつては、登録事業者が特定福祉用具販売に係る指定居宅サービスの事業又は特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービスの事業に係る指定の取消し又は指定の効力の停止を受けたとき。
- (3) 登録事業者による住宅改修費等の請求に関し不正があつたとき。
- (4) 登録事業者がその責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の財産を壊し、汚し、又は失わせたとき。
- (5) 登録事業者が居宅要介護被保険者等から住宅改修費等の受領の委任を受けることを求められた際に、正当な理由がないのに拒否したとき。
- (6) 登録事業者が、居宅要介護被保険者等から委任を受けて住宅改修費等を受領するに当たり、当該居宅要介護被保険者等に係る住宅改修費等について利息を付し、又は当該居宅要介護被保険者等に不利となるような条件を付したとき。
- (7) 事業者登録に係る事業を廃止したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を当該取消しに係る事業者に通知するものとする。

(登録事業者に対する住宅改修費等の支給等)

第10条 登録事業者に対する住宅改修費等の支給は、当該登録事業者の事業所（事業者登録を受けたものに限る。）が居宅要介護被保険者等に係る住宅改修等を行った場合に行うものとする。

2 登録事業者は、居宅要介護被保険者等に対し住宅改修等を行った場合において、当該居宅要介護被保険者等から住宅改修費等の受領の委任があったときは、当該居宅要介護被保険者等から支払われるべき住宅改修等に要した費用について、住宅改修費等として当該居宅要介護被保険者等に対して支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、その支払を受けることができる。

3 前項の規定による登録事業者に対する支払があったときは、居宅要介護被保険者等に対して住宅改修費等の支給があったものとみなす。

4 登録事業者は、居宅要介護被保険者等から住宅改修等に要した費用（第2項の規定により支払を受ける額を除く。）の支払を受けたときは、当該支払をした居宅要介護被保険者等に対し、領収証及び内訳書を交付しなければならない。

5 前項の領収証及び内訳書には、住宅改修費等に要した費用のうち、住宅改修費等の額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

(委任状の交付)

第11条 居宅要介護被保険者等は、住宅改修費等の受領の委任をしようとするときは、当該委任をしようとする登録事業者に対し、委任状を交付しなければならない。

(受領の委任の制限)

第12条 居宅要介護被保険者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者に対し住宅改修費等の受領の委任をすることができない。

(1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載がされている場合

(2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められている場合

(3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載がされている場合

(4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされている場合

(守秘義務)

第13条 登録事業者の役員若しくはその従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知ることのできた居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市川市介護保険居宅介護住宅改修費等の委任受領に係る事業者の登録等に関する規則（平成14年規則第20号）第4条第1項に規定する登録事業者及び市川市介護保険居宅介護福祉用具購入費等の委任受領に関する規則（平成25年規則第47号）第4条第1項に規定する登録事業者は、令和6年4月1日前においても、第4条第1項の規定の例により、事業者登録の申請を行うことがで

きる。この場合においては、同項後段の規定は、適用しない。

(市川市介護保険居宅介護住宅改修費等の委任受領に係る事業者の登録等に関する規則等の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 市川市介護保険居宅介護住宅改修費等の委任受領に係る事業者の登録等に関する規則

(2) 市川市介護保険居宅介護福祉用具購入費等の委任受領に関する規則

(市川市介護保険居宅介護住宅改修費等の委任受領に係る事業者の登録等に関する規則の廃止に伴う経過措置)

4 令和6年4月1日前に前項第1号の規定による廃止前の市川市介護保険居宅介護住宅改修費等の委任受領に係る事業者の登録等に関する規則の規定により支給すべき事由の生じた同規則第1条に規定する居宅介護住宅改修費等の支給については、同規則の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(市川市介護保険居宅介護福祉用具購入費等の委任受領に関する規則の廃止に伴う経過措置)

5 令和6年4月1日前に附則第3項第2号の規定による廃止前の市川市介護保険居宅介護福祉用具購入費等の委任受領に関する規則の規定により支給すべき事由の生じた同規則第1条に規定する居宅介護福祉用具購入費等の支給については、同規則の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(市川市介護保険法施行細則の一部改正)

6 市川市介護保険法施行細則(平成12年規則第82号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)